



WAKAMATSU
OFFICE

若松税理士事務所通信

令和 6年 8月号 No.134

<ごあいさつ>

毎日暑い日が続きますので、熱中症はもちろん、夏バテ、夏風邪や体調管理に気を付けて、夏を乗り切りましょう。皆様くれぐれもお体ご自愛下さい。

<住宅ローン控除制度の改正について>

(1) 令和4年度改正のポイント

- ① 令和6年1月以降に建築確認を受けた新築住宅について住宅ローン減税を受けるには省エネ基準に適合する必要があります
- ② 省エネ性能に応じて住宅ローン減税の借入限度額が異なります
- ③ 住宅ローン減税の申請には省エネ基準以上適合の「証明書」が必要になります

控除率 0.7%	2022年	2023年	2024年入居	2025年入居
認定長期優良住宅 認定低炭素住宅	5,000万円		4,500万円	
ZEH水準省エネ住宅	4,500万円		3,500万円	
省エネ基準適合住宅	4,000万円		3,000万円	
省エネ基準に適合しない [その他の住宅]	3,000万円		0円 2023年末までに建築確認を受けた場合、 借入限度額2,000万円(*)	

(*)住宅ローン減税の税務署への申請時、確認済証の写しを提出し、2023年12月末までに建築確認を受けた住宅であることを証する必要があります。2024年6月末までに竣工済の住宅については、省エネ基準に適合しない場合にも特例の適用がある場合があります。
(参照：国土交通省ホームページ)

(2) 令和6年度改正のポイント

- ① 子育て世帯(18歳以下の子を有する世帯)及び若者夫婦世帯(夫婦のいずれかが39歳以下の世帯)に対する住宅ローン控除の借入限度額について、子育て支援の観点からの上乗せを行います
- ② 令和6年限りの措置です

改正前(令和6年・7年入居)

新築・買取再販住宅	認定住宅 (認定長期優良・認定低炭素)	ZEH水準省エネ住宅	省エネ基準適合住宅
借入限度額	4,500万円	3,500万円	3,000万円

改正後：令和6年入居の場合

新築・買取再販住宅	認定住宅 (認定長期優良・認定低炭素)	ZEH水準省エネ住宅	省エネ基準適合住宅
借入限度額	子育て世帯等	5,000万円	4,500万円
	それ以外	4,500万円	3,500万円

(参照：財務省ホームページ)

<8月・9月の税金・労務関係>

- ① 6月決算の確定申告・12月決算の中間申告
- ② 個人事業税の納付…8月末日
- ③ 個人事業者の消費税等の中間申告…8月末日
- ④ 個人市県民税の納付(第2期分)…8月末日
- ⑤ 社会保険の標準報酬決定通知…8月頃

<お知らせ>

今月は塩パンサンドのお店2nd(セカンド)さんのご紹介です。注文を受けてから作るので出来立てが食べられます。インスタイベントも定期的で開催されています。興味があれば是非↓↓



下関市勝谷

819-1

@2ND_SECOND_SHIOPAN

TEL: 083-249-5189



<若松家の出来事>

現在、長男(小6)、次男(小5)、長女(小2)、三男(年中)の父親として育児に奮闘しております。先月は毎年恒例の家族写真を撮りに行ってきました。子供達の成長を再確認できる良い機会です。今年で10年目になります。今後も諸先輩方には色々ご指導頂ければ幸いです。



最後までお読みいただきありがとうございます。ご質問等ございましたら、電話・メール・FAXにてお気軽にご連絡下さい。

若松大介税理士事務所
下関市山の田中央町 4-17
電話：083-242-1448
FAX：083-242-1449
E-mail: info@wakamatsu-office.com
HP: www.wakamatsu-office.com

